

土木工事編(1) 新旧対照表

旧	新
<p>4 直接経費 直接経費は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。</p> <p>(1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。</p> <p>(2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。</p> <p>(3) 機械経費 機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。</p> <p>5 諸雑費及び端数処理</p> <p>(1) 諸雑費</p> <p>1) 諸雑費の定義 当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。</p> <p>2) 単価表</p> <p>(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの) 単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。</p> <p>(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合) 単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p>(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。</p> <p>3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。</p> <p>3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</p> <p>4) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章 一般管理費等及び消費税相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p>6 注意事項</p> <p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。</p>	<p>4 直接経費 直接経費は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(3)までによるものとする。</p> <p>(1) 特許使用料 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。</p> <p>(2) 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、工事を施工するのに必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び投棄料等とするものとする。</p> <p>(3) 機械経費 機械経費は、工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。</p> <p>5 諸雑費及び端数処理</p> <p>(1) 諸雑費</p> <p>1) 諸雑費の定義 当該作業で必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。</p> <p>2) 単価表</p> <p>(イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの) 単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。</p> <p>(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合) 単位数当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p>(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。</p> <p>3) 内訳書 諸雑費は計上しない。</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。</p> <p>3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。</p> <p>4) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>5) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章 一般管理費等及び消費税相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p>6 注意事項</p> <p>(1) 歩掛の中で率計上となっている諸雑費について 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の繁雑さを避けるため率計上するとともに、単価表作成にあたっての端数処理を兼ねたものである。 計上にあたっては、所定の諸雑費率の上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。</p>

追加
 繰り下げ

土木工事編(1) 新旧対照表

旧

新

② 数量総括表への条件明示

数量総括表に記載する条件明示内容は原則として次のとおりとする。

- (1) 数量総括表に記載する条件明示は、別表に示すとおりとする。
- (2) 別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面等に補足内容を記載し、契約条件として必要な条件明示を行う。
- (3) 別表は標準工法を想定しているため、該当する項目を適宜判断したうえで記載するものとする。
- (4) 別表以外の項目について、条件明示の必要が生じたときは下表を参考に工事内容等を勘案して適正に定めるものとし、任意施工に関するものについては適宜修正削除を行うこと。

記載すべき内容	記載すべきでない内容
工事目的物に属する材質、規格等	受注者の任意施工に関わる部分
工事目的物の寸法等	(施工方法、仮設方法)
作業条件に関わる物 (時間制約 等)	検収不可能な物

削除

② 数量総括表への条件明示

数量総括表に記載する条件明示内容は原則として次のとおりとする。

記載内容変更

- (1) 数量総括表に記載する条件明示は、別表を参考にして、種別・細別、単位を記載するものとする。
- (2) 必要に応じて特記仕様書、図面等に補足内容を記載し、契約条件として必要な条件明示を行う。
- (3) 別表は標準工法を想定しているため、該当する項目を適宜判断したうえで記載するものとする。